

## 令和6年度国保事業費納付金・標準保険料率の算定について

## 1 検討項目

令和6年度国保事業費納付金・標準保険料率をどのように算定するか

- (1) 診療費の推計
- (2) 被保険者・世帯数の推計
- (3) 決算剰余金の取扱
- (4) 出産育児交付金
- (5) 激変緩和措置
- (6) 予備費の額
- (7) R4 納付金（退職分）の精算

## 2 令和6年度納付金等算定について（国の考え）

納付金等算定上の留意点について、国から考え方が示され、特に議論すべき事項は提示されなかった。（R4は新型コロナウイルスの影響について記載があった。）

（令和5年11月2日付け国通知参考資料）

- ・令和6年度の納付金等の算定に向けては、次期国保運営方針の見直しに向けた市町村との議論を踏まえつつ、医療費・被保険者数等の推計方法等についてよくご議論いただき、試算・本算定へと進むことが重要。

## 3 各論

## (1) 診療費の推計について

## ① 本県の診療費の状況

R5は、9月診療までの累計額（993億円）で、R1の9月累計（1,007.5億円）と年間総額（1,729億円）の比率で推計すると、約1,704億円となり対R4で0.6%の減少が見込まれる。（資料1参照）

## ② 診療費の推計方法について

## &lt;県の考え&gt;

- ・納付金の算定に必要な「被保険者1人当たりの診療費」の推計に当たっては、直近の実績と過去の伸び率を使用する方法が基本となっている。
- ・令和6年度の納付金算定においては、R4.8月開催の厚労省ブロック会議にて示された4つの方法（別紙2）のうち、以下の理由から、④（県独自の方法）とし、具体的にはコロナ禍の影響が生じる前のR元実績を基に、H29→R元の2年分の伸び率を使用してR6を推計する方法をベースとして推計を行い、仮係数による算定をすることとし、その後の状況の変化に応じ、確定係数による算定において調整を行うこととしたい。

## &lt;理由&gt;

- ・国が示した①②③の方法は、コロナの影響があった期間の伸び率や実績を推計に用いることから、急激な増減の傾向が反映されてしまうこと。
- ・県で考える方法で推計に用いるH29→R元の伸び率及びR元の実績は、1人当たり診療費の伸びに係るコロナの影響のないトレンドであること。
- ・国のR6概算要求においてはH29→R元の伸び率により診療費推計を行っていること。

### 【留意事項】

上記の考え方を基本とするが、仮係数による試算の結果を踏まえ、(主に小規模町村において) 異常値等が出た場合等、R6 の推計値に大きな影響を与える状況が現れた場合等には調整を行う。

#### (参考) 一人当たり医療費の状況

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4※
一人当たり医療費 (円)	344,636	352,114	360,137	371,057	364,973	388,023	396,972
前年からの伸び率		2.2%	2.3%	3.0%	-1.6%	6.3%	2.3%

※速報値

### (2) 被保険者・世帯数の推計について

#### <県の考え>

被保険者数については、R2 納付金から活用している、コーホート要因法(別紙2)による推計方法を採用することとしたい。なお、従前から国が示している、「基本的な推計方法」による推計も行い、検証を行う。また、世帯数についてはコーホート要因法による推計を行うことができないため、従前どおりの推計(「基本的な推計方法」と同様)を行う。

※推計された被保険者数については、診療費推計、納付金配分、所得推計等に用いられる。

※基本的な推計方法:「R6 被保険者数(推計)」=「R5 被保険者数(推計)」×「R4~R5の伸び率」

#### 【R6 算定に向けた納付金算定方法の見直し】

基本的な考え方は上記のとおりだが、推計値と実績値の乖離を可能な限り小さくするため、被保険者数等の推計に市町村の特殊な事情を反映させるプロセスを新たに設ける。

##### 仮係数発出前 (10月下旬~11月上旬)

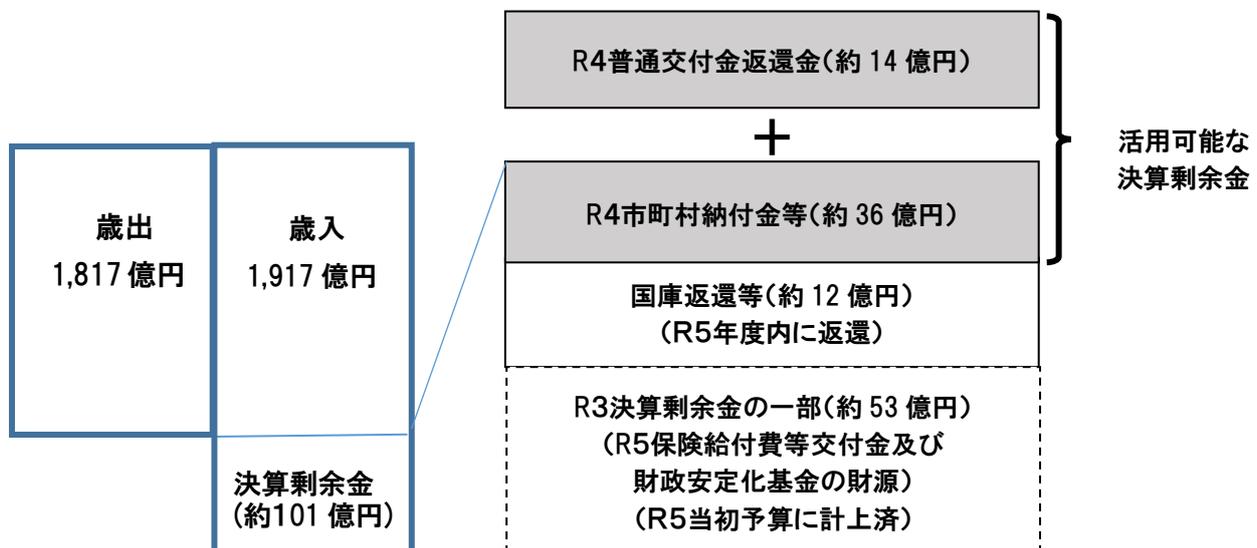
- ・県は、これまで被保険者数をコーホート要因法により推計をしており、異常値を確認した場合、必要に応じて基本的な推計方法への切り替えを行っていたが、R6 納付金算定時より、補正方法を事前に市町村と協議する方法へ見直し。

##### 仮係数発出後 (11月下旬)

- ・市町村は、仮係数を確認し推計値が実態に沿わない場合(翌年度、被用者保険への移行が大人数見込まれる等)、その理由を県へ説明し、県は市町村と協議の上、推計値を補正する方法を追加。

### (3) 決算剰余金の取扱について

活用可能な令和4年度決算決算剰余金は、約50億円(見込)



令和6年度納付金算定では、前年同様、以下の考え方で剰余金を取り扱いたい。

＜県の考え＞

- ・まずは、納付金の大幅な変動を避けるため、剰余金を翌年度の保険給付費等の財源に充て、納付金を減算する。
- ・ただし、一人当たり医療費は今後も増加する見込みであり、また、医療費の増加等により剰余金が少なくなった場合には、平準化の財源がないと、納付金の大幅な引き上げが必要になる。
- ・そこで、一人当たり医療費の伸び等を踏まえつつ剰余金により納付金を減額する一方で、残額があれば、国民健康保険運営方針の趣旨に沿って、財政安定化基金に積み立てる。

＜理由＞

- ・市町村からは、「納付金の大幅な変動を避けてほしい。」「何かあった時の備えとして基金への積立は必要。」といった声があげられている。
- ・一人当たり医療費は今後も増加が想定され、納付金も引き上げて行かないと、剰余金が少なくなった場合に納付金の大幅な引き上げが必要になる。
- ・前期高齢者交付金の精算（本県における過去最大の精算額はR元の21億円）等による納付金の短期間での著しい変動に備えるためにも基金への積立は必要。

＜長野県国民健康保険運営方針（骨子案）の記載方針＞

財政調整事業分の積立・取崩し基準について、以下の内容で記載します。

○積立

- ・令和3年度の長野県 県・市町村国保運営連携会議幹事会にて合意した以下の基準により積立てを行い、目標額を制度改正以降、前期高齢者交付金の最大の精算額が21億円（別紙3）であったことに鑑み、20億円程度とします。

積立基準

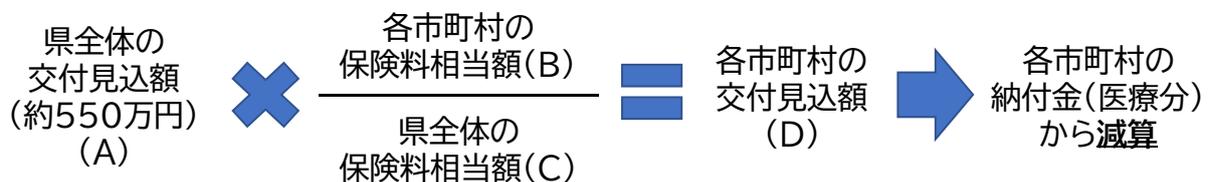
「翌年度の一人当たり納付金」が「当該年度の一人当たり納付金」×「医療費の伸び程度」になるまで決算剰余金を納付金の減算に活用し、なお残額があれば全額を財政調整事業分に積み立てる。

（4）出産育児交付金の取扱について（別紙4）

令和5年4月に金額が引き上げられた出産育児一時金費用の一部を、後期高齢者医療制度から支援する制度について、令和6年以降は交付事務省略のため次のとおり取り扱うこととなった。

- ① 県から市町村に対しては各市町村の交付見込額を各市町村の納付金（医療分）から減算。
- ② 後期高齢者医療制度から県に対しては後期高齢者支援金と相殺。

＜各市町村の交付見込額算出方法＞



※県全体の交付見込額（A）は国から通知。

### (5) 激変緩和措置について

激変緩和措置の期間は、平成30年度から令和5年度までの原則6年間とし、緩和対象額の状況等を勘案し、さらに令和9年度まで4年間（計10年間）を目途として延長するとしていた。

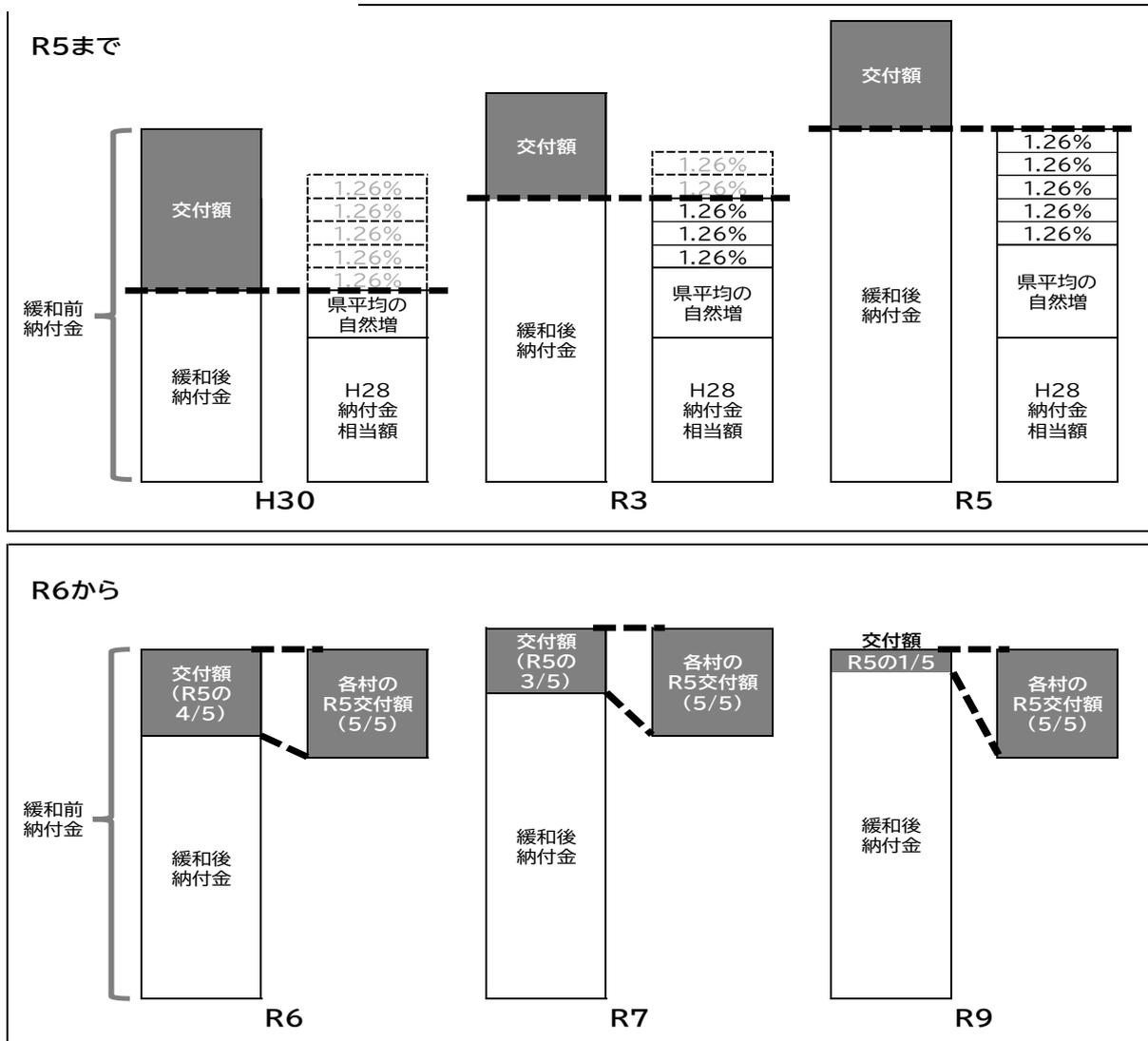
令和6年度以降は、令和5年度対象の5村のうち制度改正の影響が残っていると判断した3村を対象として、令和9年度まで延長する。

また、残りの4年間で激変緩和措置を確実に終了させるため、3村の令和5年度交付額を1/5ずつ減らした額に被保険者数を乗じた額を各年の交付額とする方法に見直しを行い、全市町村と合意した。

＜参考：平成30年度～令和5年度までの制度改正に伴う激変緩和措置の内容＞

- ① 激変緩和の実施期間は6年間の基本とし、6年目の時点で激変緩和対象額が一定以上残る市町村については、10年を目安に実施期間を延長
  - ② 初年度は $\alpha = 0\%$ とし、手厚く激変緩和を実施する
  - ③ 2年目以降は、納付金制度導入による増加幅を6で除した数値である1.26%を $\alpha$ とし、毎年度同じ率を加算する
    - $\alpha \rightarrow$  令和元年度：1.26%、令和2年度：2.52%、令和3年度：3.78%、令和4年度5.04%  
令和5年度：6.3%
- ※ 一定割合は、「自然増 $+\alpha$ 」として、国の納付金ガイドライン上で定義されている

〈交付イメージ〉



## (6) 予備費の額について

### <県の考え>

例年と同規模（8億円程度）を計上することとしたい。

（予備費の算定）

直近5年間のうち、前期高齢者交付金が返還となった年の返還額の平均額

（例） $\{R1(21\text{億円}) + R2(2\text{億円}) + R4(7\text{億円})\} \div 3 = \text{約}10\text{億円}$

### <理由>

- ・安定的な県国保財政の運営のためにも、引き続き高額薬剤の保険収載等の予期せぬ給付増に備え、計上することとしたい。

### （参考）予備費の推移

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
金額（千円）	923,824	576,612	813,214	813,214	813,214	813,214

## (7) 令和4年度国保事業費納付金（退職分）の精算について

### <確認事項>

令和4年度納付金（退職分）について、令和3年度分と同様に精算する。

ア 国の納付金ガイドライン

「平成30年度以降も市町村ごとの保険料収納実績に基づき、退職被保険者等の納付金の精算を可能とする」

イ 精算方法

- ① 精算額=R4納付金（退職分）－{(収入額(※))＋保険料(税)額(※)}

※令和4年度退職者医療療養給付費等事業実績通知書の額を使用

- ② 精算時期：令和6年度末

(参考)

(円)

	納付金(退職分)総額 (a)	県全体の精算額 (b) (※)	割合 b/a
H30	429,036,185	32,676,682	7.6%
R1	121,219,223	▲1,874,692	▲1.5%
R2	14,694,451	▲16,772,020	▲114%
R3	6,435,881	▲8,978,112	▲139%
R4	4,279,378	▲3,059,313	▲71%
R5	269,074	-	-

※市町村毎の精算額(県からの返還(+)、県への追加納付(-))の積み上げ。R4は速報値。